

⑪ 10月は土地月間です～土地取引の後には届出を～

10月は土地に関するさまざまな普及啓発活動を行う「土地月間」です。

5,000㎡以上の土地取引を行った場合、国土利用計画法に基づき権利取得者(譲受人)は契約締結日を含めて2週間以内に届出を行う必要があります。

なお、5,000㎡未満であっても、同一の権利取得者が同一の利用目的のために土地を買い集め、最終的に5,000㎡以上の土地取引を行う場合は、「一団の土地」として契約ごとに届出が必要です。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。お問い合わせ先までお問い合わせください。

問 企画政策課(内線 555)

⑫ 固定資産税に係る各種届出を提出してください

相続人代表者指定届

固定資産(土地、家屋)の所有者が亡くなられた場合。固定資産の納税等の管理をしていただく方(相続人代表者)を相続人の中から決めていただき届の提出をお願いします。

納税管理人申告書

納税管理人の設定および変更をする場合、または設定を解除する場合。

家屋補充課税台帳登録名義人申告書(未登記家屋異動届)

登記されていない家屋を売買、贈与、相続した場合。

家屋の減失届

家屋を取り壊した場合。

※各種届出用紙は、税務課、各支所地域課に備え付けてあります。また、市ホームページからダウンロードできます。(トップページ⇒「税務関係申請書等」で検索)

問 税務課(内線 112)

⑬ 不動産取得税の軽減措置には申請が必要です

不動産取得税 不動産を取得したときにかかる県の税金です。

- ・土地を売買、贈与、交換などによって取得したとき
- ・家屋を建築(新築、増築、改築)、売買、贈与、交換などによって取得したとき

不動産を取得した方は、取得した日から60日以内に「不動産取得申告(報告)書」を税務課または、県税事務所に提出してください。

納税額 税額＝不動産の価格×税率(土地と住宅：3%、住宅以外の家屋：4%)

※不動産の価格とは、購入価格や建築工事費ではなく、市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格をいいます。

軽減措置の一例 住宅や住宅用土地を取得した場合など、一定の要件を満たしていれば申請により軽減措置を受けることができます。

土地の減税：土地を取得してから3年以内に住宅を新築した場合

住宅の減税：新築された未使用の住宅(建売住宅等)を取得した場合または昭和57年1月1日以降に新築された住宅を取得し、取得者自身が居住する場合等

※これらの例は、住宅部分(車庫・物置等を含む)の床面積が50㎡以上240㎡以下の住宅であることが要件となります。他にも不動産取得税の軽減措置がありますので、お問い合わせください。

問 茨城県水戸県税事務所 課税第二課 Tel 029-221-4820

HP：<http://www.pref.ibaraki.jp/somu/zeimu/kikaku/zeimu.html>

防災行政無線が聞き取れない場合にご利用ください。
防災行政無線フリーダイヤル Tel 0120-996-131